

※本資料は、令和8年度予算概算要求に基づく資料です。今後変更があることにご留意ください。

オープンイノベーション研究・実用化推進 事業の概要及び応募に当たっての留意点

生物系特定産業技術研究支援センター

民間、大学、独立行政法人等の研究勢力を集結し、産学官連携の拠点として、基礎から応用・実用化までの研究開発を強力に支援します。

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です

(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

- 1. オープンイノベーション研究・実用化
推進事業(オープンイノベ事業)**
2. 課題提案書記載における留意点
3. マッチングファンドとe-Rad応募

1-1 オープンイノベーション研究・実用化推進事業



オープンイノベーション研究・実用化推進事業（以下**オープンイノベ事業**）は、産学官連携によるイノベーションの創出及び社会実装を加速するため、R4年度までの**イノベーション創出強化研究推進事業**（以下**イノベ事業**）をR5年度より抜本的に見直した事業です。

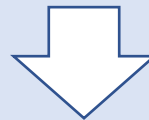
○見直しのポイント

- ・**イノベ事業**の3つの研究ステージ（基礎、応用、開発）を、**2つの研究ステージ（基礎、開発）**へ。
- ・新たな開発研究ステージは研究期間を3年以内から**5年以内**に設定変更。
- ・基礎と開発の両研究ステージに①**国の重要政策の推進**に資する研究タイプと②**地域・現場の課題等の解決**に資する研究タイプを設定。
- ・基礎研究ステージに**若手研究者応援タイプ**を新設（**R6年度より**）。
- ・開発研究ステージに**病虫害防除対応タイプ**を新設（**R7年度より**）。

【R4年度まで】

＜イノベ事業＞

①**基礎研究ステージ**(3年)、②**応用研究ステージ**(3年)、③**開発研究ステージ**(3年)の3ステージ制



【R5年度以降】

＜オープンイノベ事業＞

①**基礎研究ステージ**：将来、農林水産・食品分野での社会実装を目的とした革新的な(3年) 研究シーズを創出する**基礎段階の研究**を対象

②**開発研究ステージ**：基礎研究等の成果を社会実装するための**実用化段階の研究**を対象(5年)

1-2 オープンイノベーション研究・実用化推進事業



「知」の集積と活用によるイノベーションの創出のうち

オープンイノベーション研究・実用化推進事業

【令和8年度予算概算要求額 2,459 (2,323) 百万円】

<対策のポイント>

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究及び実用化研究を支援します。
本事業は、原則として、研究コンソーシアム（共同事業体）で応募していただきます。
※イノベーション創出強化研究推進事業で採択された継続課題については、引き続き同事業の枠組みで支援します。

<事業目標>

研究成果の70%以上が、次のステージの研究や農林水産・食品産業の現場において普及・活用【令和9年度まで】

<事業の内容>

1. 基礎研究ステージ

農林水産・食品分野での社会実装を目指す革新的な研究シーズを創出する基礎研究を支援。

①基礎重要政策タイプ

みどりの食料システム戦略や輸出戦略など国が掲げる重要政策を解決するための研究シーズを創出する研究。

②研究シーズ創出タイプ

農林水産業・食料産業の発展につながる革新的な研究シーズを創出する研究。

③チャレンジタイプ

新たなアプローチや考えによる独創的でチャレンジングな研究。

④若手研究者応援タイプ

若手研究者に研究代表者として活躍の場を提供し、若手の斬新なアプローチで研究シーズを創出する研究。

2. 開発研究ステージ

基礎研究ステージ等の研究成果を社会実装するための実用化研究を支援。

①開発重要政策タイプ

みどりの食料システム戦略や輸出戦略など国が掲げる重要政策を解決するための研究。

②実用化タイプ

研究成果の商品化又は事業化などにより収益化を目的とする民間企業発の研究。

③現場課題解決タイプ

地域ブランド品種育成や地域栽培条件に応じた栽培体系の構築など公益性の高い現場発の研究。

④病害虫防除等対応タイプ

病害虫防除など早期に対応しなければならない課題に対する研究。

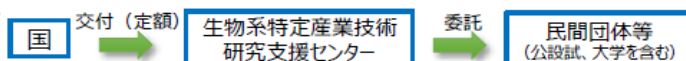
3. 重点テーマ（基礎重要政策タイプ及び開発重要政策タイプを拡充）

生産コストの大幅な低減など現場課題の解決に直結する革新的な研究や、国際競争力が高く成長性のある研究分野に関する研究について支援額を拡充し優先採択。

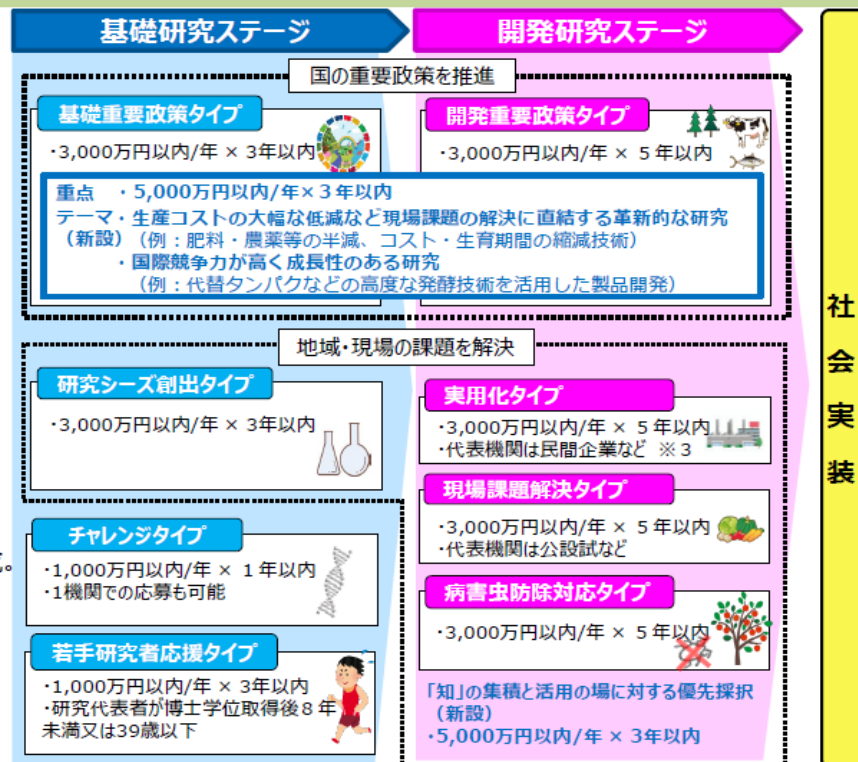
4. 「知」の集積と活用からの提案に対する優先採択

開発研究ステージにおいて、「知」の集積と活用からの研究開発プラットフォームからの優れた提案について支援額を拡充し優先採択。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



※1 優れた研究成果を創出した研究課題は、移行審査により次のステージへ優先的に採択することで、シームレスな研究が可能。

※2 緊急に研究の実施が必要とされる事由が生じた場合、緊急対応課題研究を実施。

※3 開発研究ステージ「実用化タイプ」において、参画する民間企業にマッチングファンド方式（自己資金やVC出資額の2倍まで補助）で支援。

【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究推進課（03-6744-7044）⁴

1-3 【参考】令和7年度の公募要件

- 1 : 単独機関でなく、複数の研究機関等で構成される研究グループからの申請を要件とする(基礎研究ステージのチャレンジタイプは単独機関での申請も可)。
 - ・基礎研究ステージの「若手研究者応援タイプ」においては、**研究統括者が「博士の学位取得後8年未満または39歳以下」**どちらかであることが必要。」
 - ・開発研究ステージの「実用化タイプ」においては、研究グループの**代表機関はセクターⅣ**に含まれる機関（※民間企業等）であることが必要。
 - ・開発研究ステージの「現場課題解決タイプ」においては、研究グループの**代表機関はセクターⅠ**に含まれる機関（※公設試等）であることが必要。
- 2 : マッチングファンドは「実用化タイプ」に参画する民間企業等（セクターⅣ（※））のみに適用。
- 3 : 「知」の集積と活用からの提案は、2セクター（※）以上の研究機関等で構成される研究グループからの申請を要件とする。

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ : 都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人（大学を除く）、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、協同組合

セクターⅡ : 大学、大学共同利用機関、高等専門学校、高等学校

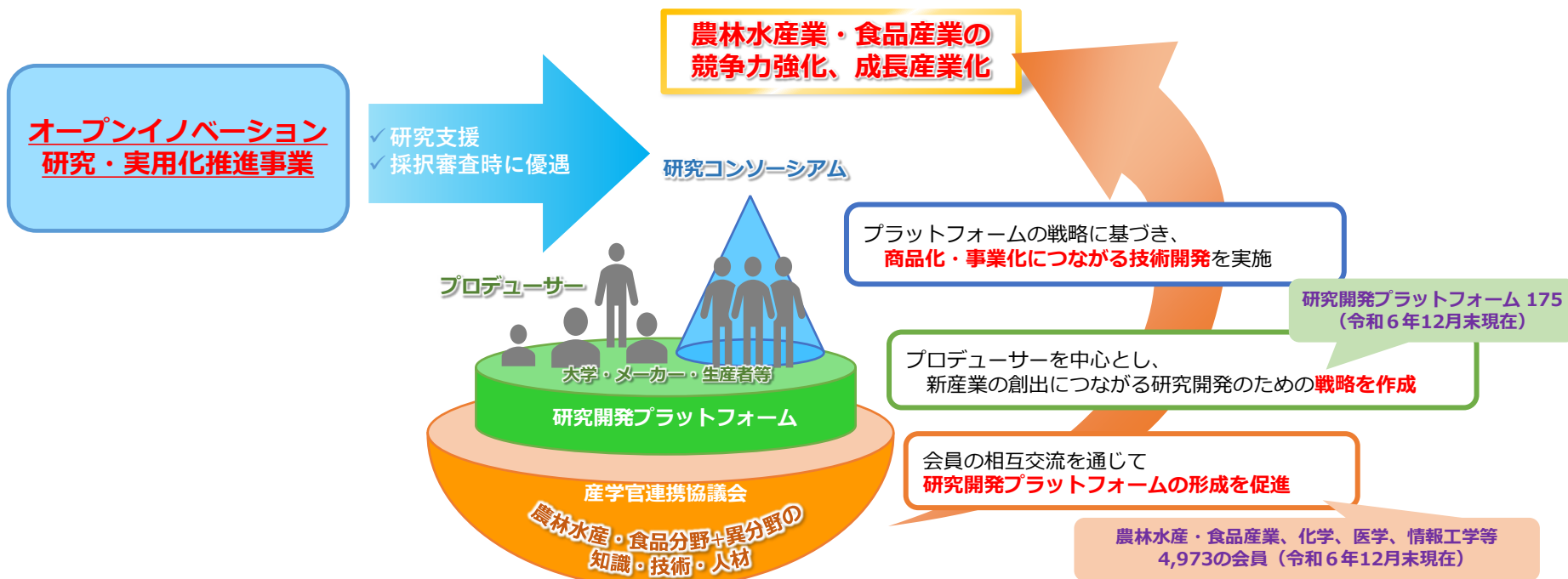
セクターⅢ : 国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ : 民間企業、農林漁業者が組織する団体、農林漁業者

1-4 『知』の集積と活用の中

農林水産・食品分野の革新的な技術・商品・サービスを生み出す多様な分野・多様なセクターからの研究開発を支援。また、『「知」の集積と活用の中』からの提案など、異分野のアイデア・技術等を農林水産・食品分野に導入する研究を重点的に支援。

「知」の集積と活用の中を核としたイノベーションの創出 全体イメージ



1-5 対象となる国の重要政策

基礎研究ステージ及び開発研究ステージにおいて、重点的に推進する政策を推進するため、重要政策タイプを設定。

基礎重要政策タイプ及び**開発重要政策タイプ**においては、以下に提示する**国の重要政策を解決するための研究開発**に該当することが必要。

対象政策	参照
①「みどりの食料システム戦略」	「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」 (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-10.pdf)
②「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」	「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」 (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-36.pdf)
③「農林水産研究イノベーション戦略」	「農林水産研究イノベーション戦略」 (https://www.affrc.maff.go.jp/docs/innovate/index.html) ※過去の農林水産研究イノベーション戦略も対象とします。

1-6 【参考】令和7年度の申請者の要件

○ 代表機関の要件

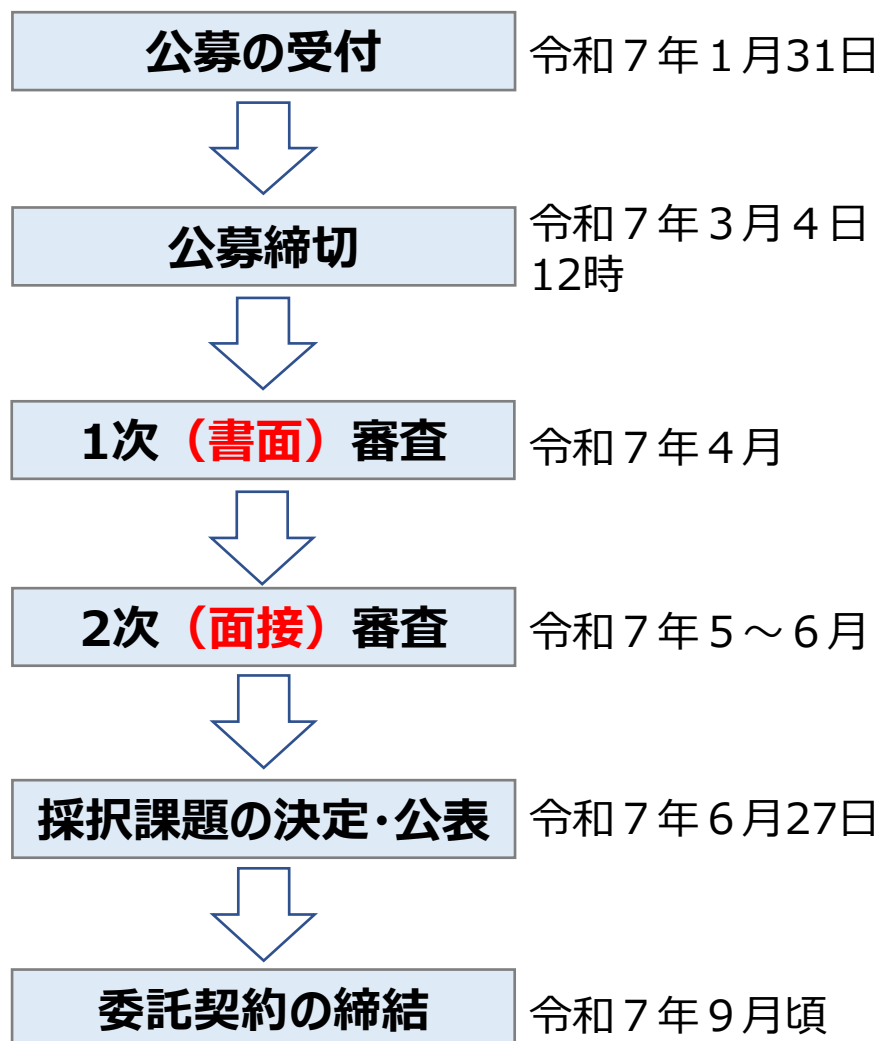
- 法人格を有する研究機関等であること
- 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること
- 研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すると共に、研究統括者及び経理責任者を設置していること

※ 研究統括者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（**研究管理運営機関**）を設置可能

○ 研究グループの要件

- 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、参画する全ての機関の同意が必要
- 参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関が行うこと
- 研究の一部または全部を研究グループの構成員以外の他の研究機関等に再委託することは不可

1-7 【参考】令和7年度の公募審査スケジュール



※令和8年度も同程度のスケジュールを予定
公募情報：生研支援センターのウェブサイトに掲載
〈生研支援センター（BRAIN）〉

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/index.html>

ただし、令和8年度予算の成立見込みやその他の事情により変更する場合があります。

公募に関する情報は、生研支援センターのウェブサイト、メールマガジン、X（旧ツイッター）等で発信しますので、ご確認ください。

★X（旧Twitter）・メールマガジンの登録はこちらから★

生研支援センター（BRAIN）
@BRAIN_JPN
URL: https://twitter.com/BRAIN_JPN

X（旧Twitter）
@BRAIN_JPN



【メールマガジンの登録手順】

配信を希望するメールアドレスから、件名に

「配信希望」、本文に「ご所属・お名前」を入力

maga-request@naro.affrc.go.jp

にメールを送信ください。

メルマガQRコード



1-8 【参考】過去3年間の応募及び採択状況

オープンイノベーション研究・実用化推進事業 ※ ステージ移行課題を含む。

令和5年度公募

	応募数 (A)	面接審査 対象課題 数	採択課 題数 (B)	採択率 (B/A)
①基礎研究 ステージ	114	32	12	11%
②開発研究 ステージ	61	42	16	26%
計	175	74	28	16%

令和6年度公募

	応募数 (A)	面接審査 対象課題 数	採択課 題数 (B)	採択率 (B/A)
①基礎研究 ステージ	101	36	16	16%
②開発研究 ステージ	61	48	14	23%
計	162	84	30	19%

令和7年度公募

	応募数 (A)	面接審査 対象課題 数	採択課 題数 (B)	採択率 (B/A)
①基礎研究 ステージ	92	36	15	16%
②開発研究 ステージ	32	22	9	28%
計	124	58	24	19%

1-9 【参考】 令和7年度の審査内容

○ 1次審査は、①**専門分野の外部評議委員**による「課題提案書」に記載された内容についての**書面審査**。

ステージ	タイプ	科学的ポイント	加点ポイント
基礎研究 ステージ	基礎重要政策タイプ	90	10
	研究シーズ創出タイプ	90	10
	チャレンジタイプ	100	0
	若手研究者応援タイプ	95	5
開発研究 ステージ	開発重要政策タイプ	90	10
	実用化タイプ	90	10
	現場課題解決タイプ	90	10
	病虫害防除対応タイプ	90	10

○ 2次審査は、異分野の**専門家も含む外部評議委員**と**農水省の行政担当者**（基礎研究ステージ「チャレンジタイプ」は除く）による**面接審査（わかりやすいプレゼンが重要）**。

1-10 【参考】 令和7年度 基礎研究ステージの審査基準（1次）

（基礎重要政策タイプ）

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	20点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	90点満点

（研究シーズ創出タイプ）

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	20点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	90点満点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

1-11 【参考】 令和7年度 基礎研究ステージの審査基準（1次）

（チャレンジタイプ）

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	30点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	20点
④ 実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ	30点
計	100点満点

（若手研究者応援タイプ）

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	30点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	20点
④ 実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ	20点
⑤ 研究実施体制の適切性	5点
計	95点満点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

1-12 【参考】 令和7年度 開発研究ステージの審査基準（1次）

（開発重要政策タイプ、実用化タイプ、現場課題解決タイプ、病虫害防除対応タイプ）

科学的ポイント （※1）	
審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	20点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	20点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	90点 満点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

1. オープンイノベーション研究・実用化
推進事業
2. **課題提案にあたっての留意点**
3. マッチングファンドとe-Rad応募

・農林水産業・食品産業において

- ① 何が問題となっており、
その解決のために、どのような技術を開発するのか
または、
- ② どのような技術を開発し、
それにより、どのような事業等が創出されるのか

等を具体的に記載。

注：研究目的が、本事業の趣旨に即しているか判断に迷う場合は、個別相談をご利用ください。

本事業は、イノベーションの創出を目的とするため、
研究には、新規性・先導性・優位性が求められます。



- 類似する研究成果が他にも存在する場合、提案する研究課題の**先導性・優位性**を示すこと。
- 現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容の科学的意義に対する**新規性・独創性**を示すこと。

【ここに注意！】

- 提案の基礎となる知見や技術シーズについては、評価者が理解できるように丁寧に説明してください。
 - ・公表されている論文等があれば最低限の書誌情報を記載する。
 - ・未公表の知見等については、必ずその旨を明記する。
- 専門用語の使用は避け、平易な記載を心がけてください（専門用語は、必ず注書き等で補足説明を加えること）。

- ・**最終目標**：研究期間終了時まで達成する技術や知見の目標を具体的かつ定量的に記載。
- ・**中間目標**：研究期間の中間年の年度末までに達成する技術や知見の目標を具体的かつ定量的に記載（注：「チャレンジタイプ」では不要）。
（中間年は、研究期間が3年または4年の場合は2年目、研究期間が5年の場合は3年目。）

【ここに注意！】

- これらの目標は、終了時評価、中間評価において、達成状況を評価する際の基準となります。評価者が、達成状況を客観的に判断できるように、できるだけ数値目標を示し具体的に記載してください。
- 目標として「〇〇を行う」といった研究行為を記載した提案が多々見られます。目標には、研究行為の結果として得られる技術や知見のみを記載してください。

本事業では、研究成果の社会実装が求められます。



研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確で実践的であることが重要

【ここがポイント！】

- 基礎研究ステージの課題であっても、次の開発研究段階において社会実装できる技術等を開発し、社会実装することが求められますので、販売・普及戦略を示していただきます。
- 販売・普及戦略としては、以下のような事項を示していただきます。
 - ① 実需者（成果を利用する者）はだれか（機器やサービスであれば、成果の商品化や提供を行うのはだれか）
 - ② 成果の創出にあたって、実需者のニーズをどのように把握し、研究開発に反映させるのか
 - ③ 得られる成果を実需者に対してどのように売り込むのか

- 複数の項目に同一内容を重複して記載しないでください。
各項目で求められる内容に絞って記載し、簡潔な書類の作成に努めてください。
- 提出前に、以下の点に注意して全体を確認してください。
 - ✓ 誤字脱字
 - ✓ 用語の不統一（同じものを複数の呼称で示していないか）
 - ✓ 記載内容に齟齬（研究内容等が全体計画と年度計画で合わない等）
 - ✓ 中課題、小課題によって、記載の方法やレベル（細かさ）が著しく相違（各課題の担当者が作成したものを機械的につなげただけ）

1. オープンイノベーション研究・実用化
推進事業
2. 課題提案書記載における留意点
3. マッチングファンドとe-Rad応募

3-1 【参考】マッチングファンド方式（令和7年度）①



- マatchingファンド方式とは、民間企業等による事業化を促進し投資を誘発するため、新たな商品・便益等の開発を行う民間企業等の自己資金額に一定の倍率を乗じた額を上限として、生研支援センターが委託費を支出する仕組み。要件は以下のとおり。
 - ① 資本金10億円以下、または設立から10年以内の企業等は、自己資金の2倍を上限として委託費を生研支援センターが支出。
 - ② 資本金10億円を超え、かつ設立から10年を超える企業等は、自己資金の1倍を上限として委託費を生研支援センターが支出。
- 開発研究ステージの「**実用化タイプ**」において、代表機関を含め、コンソーシアムに参画する**民間企業はマッチングファンド方式の適用が必須**。（ただし、共同研究機関においては、一部対象外あり。）

【マッチングファンド方式のイメージ】

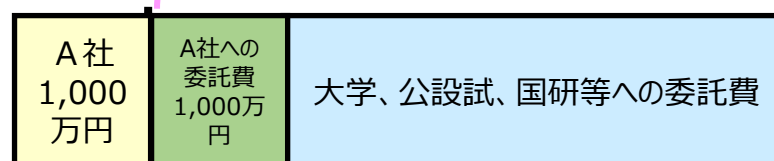
生研支援センター支出分（国費）
（この額が委託費の上限（3,000万円）
以内であれば可）

民間企業等支出分（自己資金）

要件①の場合
（資本金が10億円以下、
または設立から10年以内
の企業）



要件②の場合
（資本金が10億円を超え、
かつ設立から10年を超える
企業）



- 自己資金分は、研究グループの取り決めに従って配分

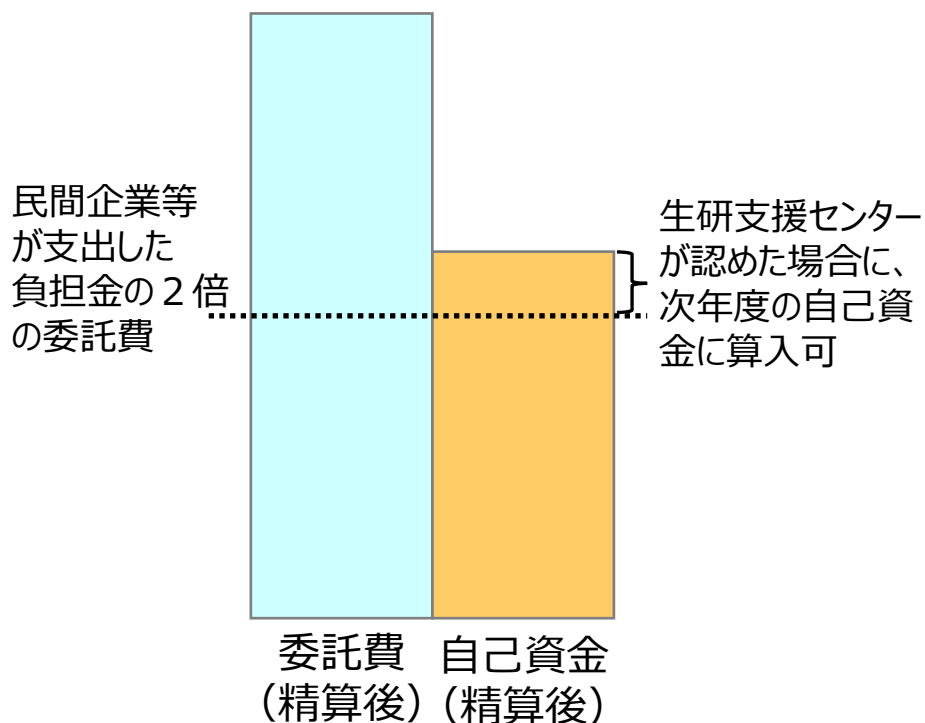
3-2 【参考】マッチングファンド方式（令和7年度）②

自己資金の取扱いについて

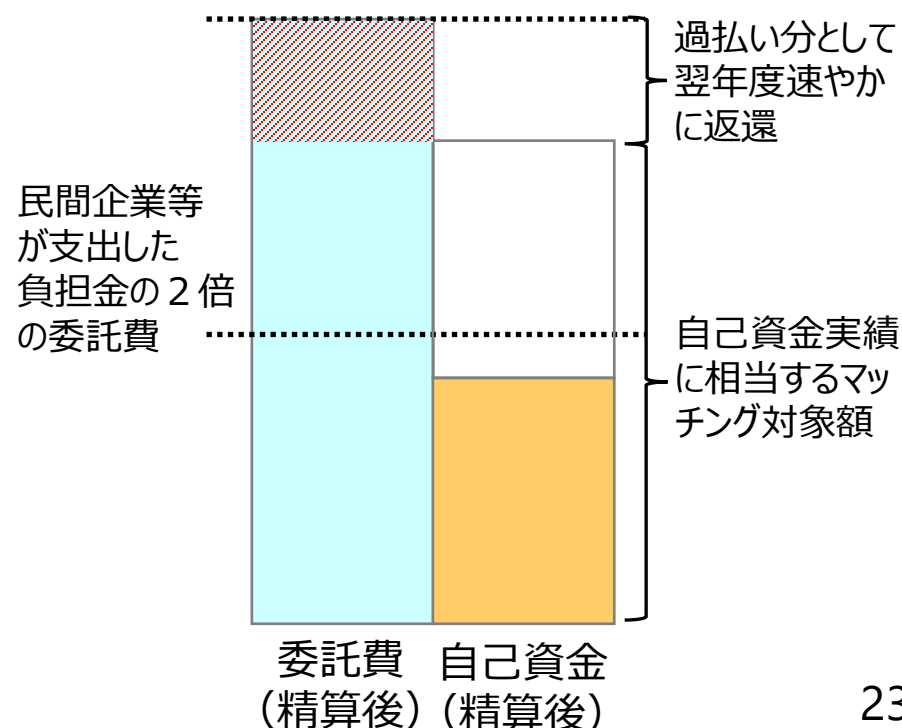
- 研究費の翌年度への繰越しは、原則認めない。
- ただし、年度毎の経費の精算時において、自己資金がマッチング対象額を超過することとなった場合には、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を次年度の自己資金に含めることが可能。

要件①の場合（資本金が10億円以下、または設立から10年以内の企業）

自己資金がマッチング対象額を超過した場合



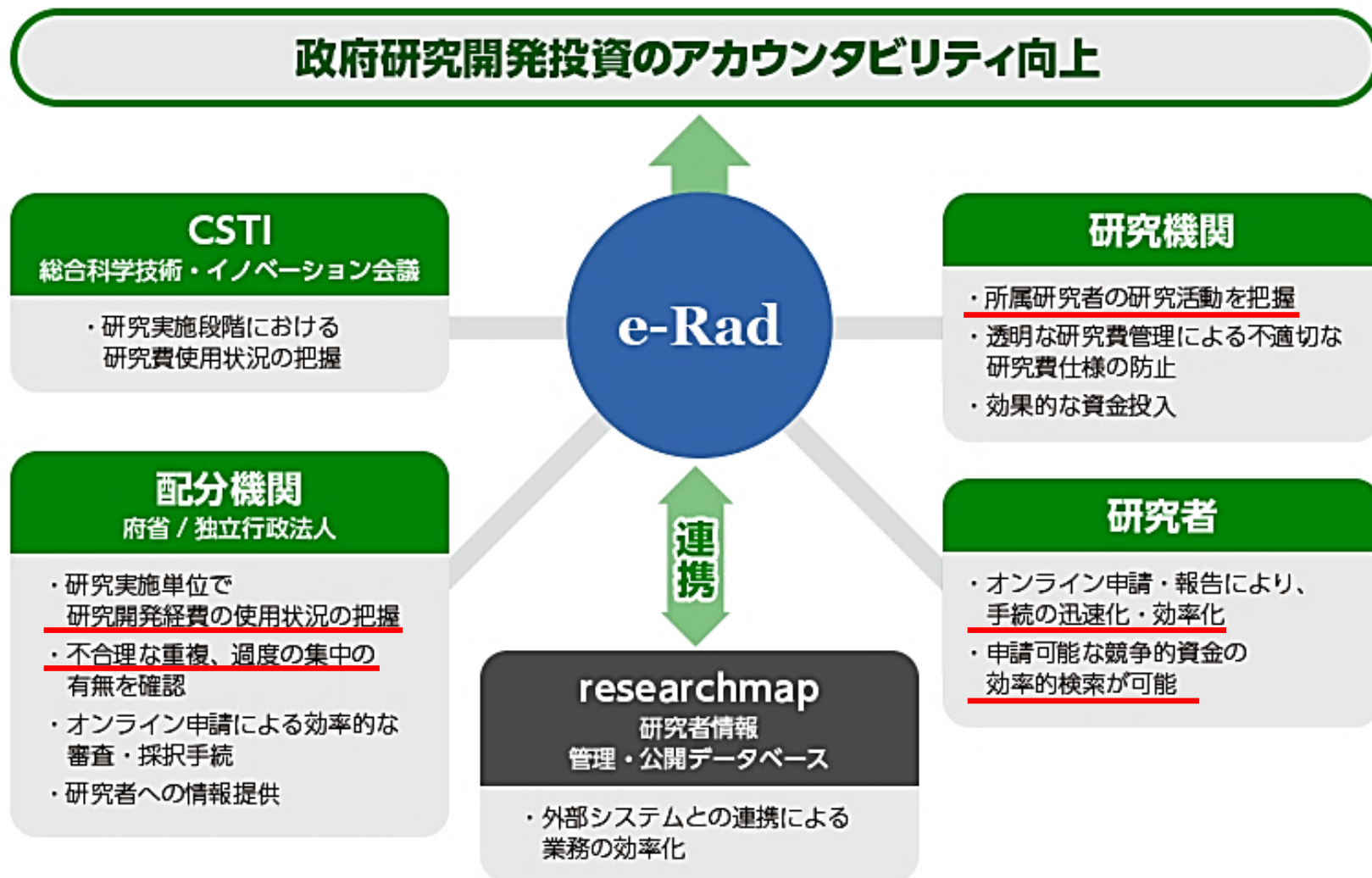
自己資金がマッチング対象額に満たない場合



3-3 e-Radシステムとは

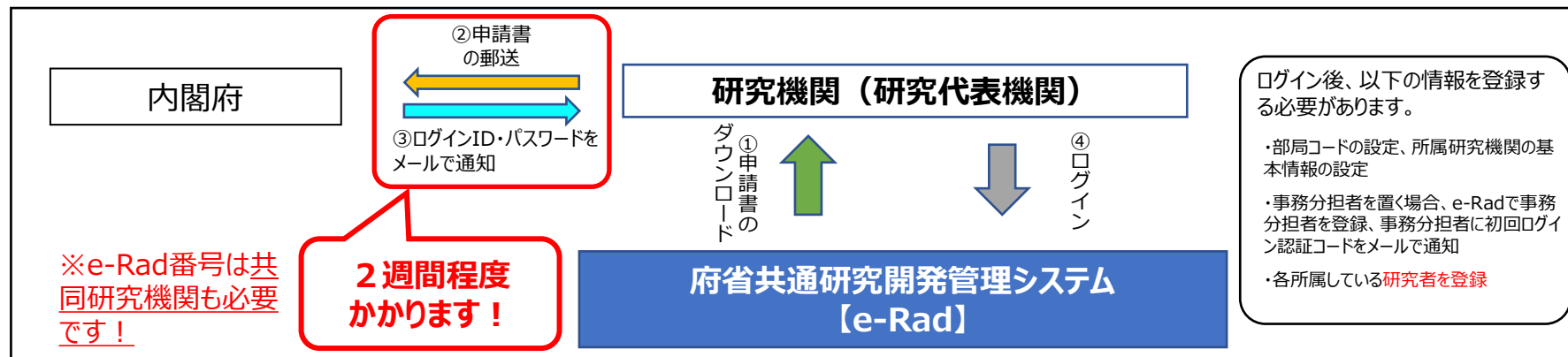
<府省共通研究開発管理システム（e-Rad）>

競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステム

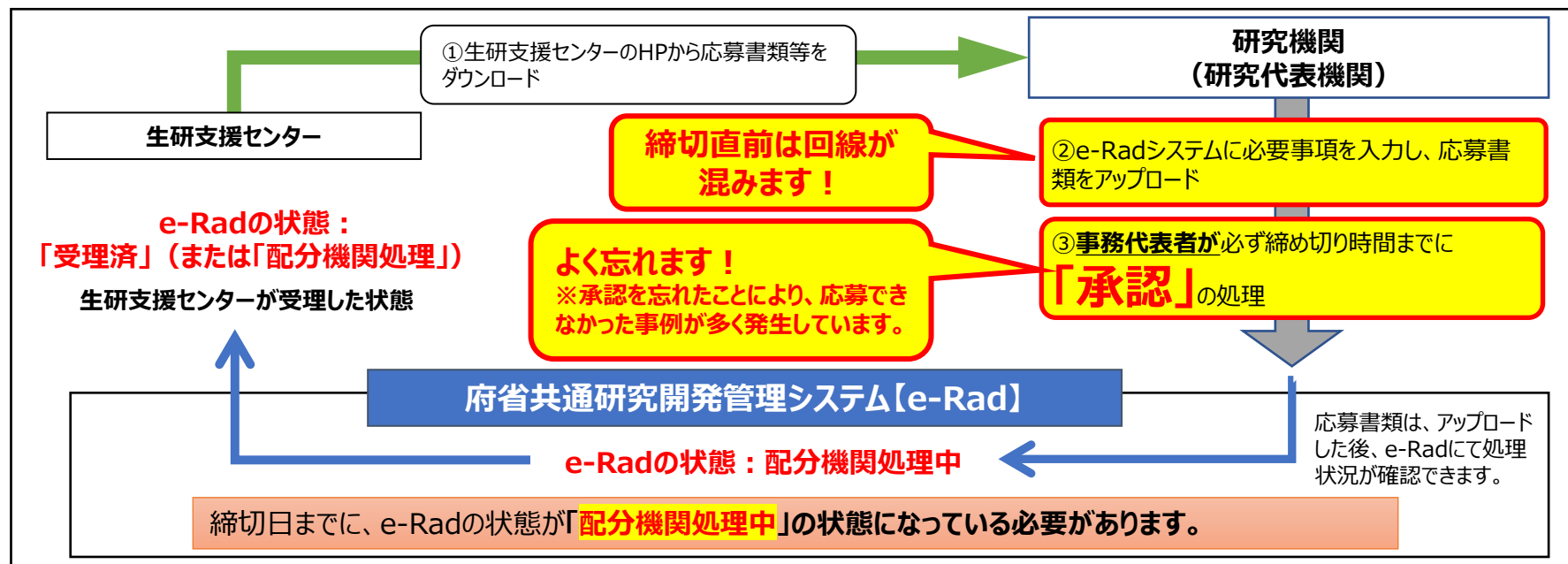


3-4 e-Radでの応募

○ 研究機関の登録申請手続き（応募までの事前準備）



○ 提案書の応募手続き



ご清聴ありがとう
ございました。

続いて、「研究活動における不正行為の
防止」について説明いたします。
このままお待ちください。

生研支援センター競争的研究費に関する応募前説明会

〔・研究活動における不正行為の防止〕

生物系特定産業技術研究支援センター

民間、大学、独立行政法人等の研究勢力を集結し、産学官連携の拠点として、基礎から応用・実用化までの研究開発を強力に支援します。

(注) 生物系特定産業技術とは、

- ①農林漁業、飲食料品製造業やたばこ製造業など、
生物又は生物機能の成果に依存する産業で用いられる技術、
- ②生物の機能等に密接に関連する試験研究を必要とする技術、
という2つの要件に該当する技術であり、
バイオテクノロジー、作物の栽培管理や家畜の飼育、
食品の加工技術の改善のための新素材、
メカトロニクス等を応用する技術開発を含みます。

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です

(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

目 次

1	不正行為等とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	不正行為等が行われた場合の措置・・・・・・・・・・	5
3	不正行為等に関する指針等・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	不正行為等の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	不正行為等が疑われる場合の対応・・・・・・・・・・	10
6	不正行為等の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

不正行為

- **ねつ造** 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- **改ざん** データ等を真正でないものに加工すること
- **盗 用** 他の研究者のアイデア等を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

このほか、**二重投稿**及び**不適切なオーサーシップ**が不正行為として認識されるようになってきており、**研究機関における研究成果の適切な取扱いが強く望まれます。**

不正使用等

- 不正使用 故意若しくは重大な過失により研究費を他の用途に使用すること、競争的研究費等の交付の決定やこれに付した条件に違反した使用をすること
- 不正受給 偽りその他不正な手段により研究費を受給すること

不正行為等により、研究活動に対する国民の信頼が損なわれれば、生研支援センターが研究費を配分する事業が成り立たなくなります。

不正行為等が行われた場合には

- 委託契約の解除、委託費の返還
- 研究費への応募・申請の制限（最長10年間）
研究機関による組織的な不正行為等が認定された場合には、競争入札参加資格を停止する措置を行います。
- 他の競争的研究費を所管する府省等に情報提供
他の配分機関においても、競争的研究費への応募・申請が制限される場合があります。

不正行為等が行われれば、不正行為等を行った者だけではなく、その監督者や組織に対する信頼の失墜にもつながります！

3 不正行為等に関する指針等

- **競争的研究費の適正な執行に関する指針**
(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf
- **農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン** (農林水産省)
https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf
- **研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン**
(実施基準) (農林水産省)
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-14.pdf>

研究倫理教育の実施等

研究倫理教育の実施

- 研究機関の研究倫理教育の推進を統括する責任者の設置
- 研究者等への教育を推進するための体制や規程類の整備
- eL CoRE等のeラーニング教材や研究公正ポータル映像教材等を活用した教育の実施

※ eL CoRE <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

※ 研究公正ポータル https://www.jst.go.jp/kousei_p/

告発・相談受付窓口の設置

- 不正行為等の告発・相談窓口を設置し、窓口の利用方法等を教育で周知徹底

研究費の管理・監査体制の整備

- 研究機関の長は、最高責任者として、研究費の管理・監査の体制を整備
- 研究費の執行の責任と権限の所在と範囲を明確化し、研究機関の内外に周知・公表
- 全ての研究関係者に向け、分かり易く、明確な事務手続のルールを定める
- ルールを広く周知するとともに、ルールが適正に運用されていることをチェック

4 (3) 不正行為等の防止③

「研究倫理に関する誓約書」の提出

提出時期	対象者	内 容	提出方法
応募時	研究代表者	・ ガイドラインを遵守すること ・ 委託業務事務担当者説明会資料の動画を視聴し、内容を遵守すること	提案書の一部として提出
契約時	委託事業の研究活動に関わる全ての者	・ 研究倫理教育を実施したこと ・ ガイドラインを遵守すること ・ 委託業務事務担当者説明会資料を確認し、内容を遵守すること	代表機関がコンソーシアムの全構成員の誓約書をまとめて、生研支援センターに提出

誓約書が添付されていない提案書の審査は行いません。

また、誓約書を提出しない研究機関を含むコンソーシアムとは委託契約を締結しません。

不正行為等が疑われる場合の対応

- 生研支援センターに、研究者による不正行為等が疑われる旨の報告
- 研究機関に調査委員会を設置し、調査を実施
- 必要に応じて、不正行為等が疑われる研究者に対する委託費の使用停止等
- 生研支援センターに調査結果を報告
- 不正行為等が認定された場合には、研究機関の規程等による懲戒等

不正行為等が認定されるまでは、生研支援センターが不正行為等が疑われるとの事実を公表することはありません。速やかに、ご連絡、ご相談をお願いします。

6 不正行為等の事例

○ 不正行為等の概要

実際に出張していないにも拘らず、繰り返し、旅費を請求し、受領し、私的流用した。（不正使用額：約 2 0 万円）

○ 不正行為等の要因

コンプライアンス教育の不徹底
内部監査が適切に機能しなかった

○ 研究者に対する措置

研究費への応募・申請制限（最長 1 0 年）

○ 研究機関に対する措置

再発防止策の実施など

不正行為等が行われれば、不正行為等を行った研究者の研究活動の機会が奪われるとともに、研究機関の信用の失墜にもつながります。

不正行為等は、絶対に止めましょう。

ご清聴ありがとう
ございました

アンケートへのご協力を お願いいたします。

説明動画をご視聴いただいた方へ、ご意見等をお伺いする
ための簡単なアンケートを実施しております。

いただいたご意見等は、今後の参考とさせていただきます
ので、ご協力をお願いいたします。

→ [応募前説明webページ](#) または [動画の概要欄](#) の
『アンケートフォーム』からご入力をお願いいたします。